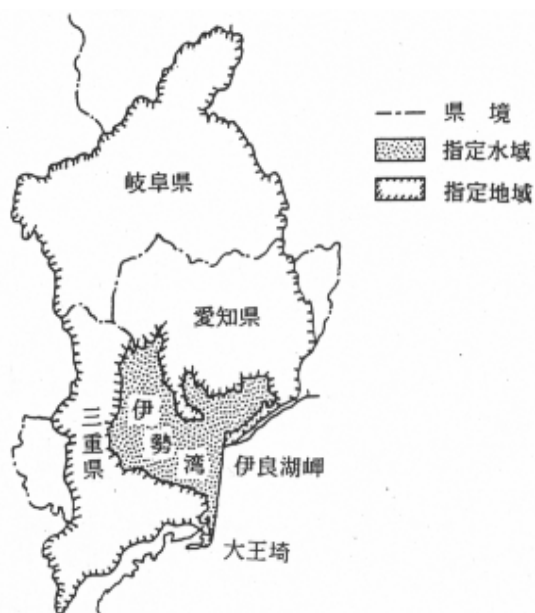

水質汚濁の規制及び届出の概要（総量規制編）

水質総量規制の制度は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、従来の濃度規制に加えて、人口、産業などが集中し、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入することによる汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域である伊勢湾、東京湾、及び瀬戸内海を指定海域とし、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として、当該地域に流入する地域を指定地域と定め、そこから発生する汚濁負荷の総量を計画的かつ段階的に削減しようとする制度です。

1. 伊勢湾（三河湾を含む）における指定水域及び指定地域

伊勢湾に係る水域では、愛知県、三重県及び岐阜県の地域が指定地域となっており、名古屋市においては、全域が指定地域となっています。



2. 総量規制の対象者

指定地域に所在する特定事業場のうち、日平均排水量50m³以上のものが対象となり、「指定地域内事業場」といいます。

名古屋市環境局

3. 事業者の責務

総量規制では、指定地域内事業場に対し、次のことが義務づけられています。

(1) 届出

○汚濁負荷量の測定手法の届出

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
汚濁負荷量の測定手法の届出	汚濁負荷量測定手法届出書（様式第10）	指定地域内特定事業所で平均排水量が50m ³ /日以上以上の工場等	事前に

○排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出

水質汚濁防止法の届出（5条、6条、7条）の都度、届出別紙の5「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」に記入が必要です。

*届出書は、名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）

トップページ>電子申請書等「申請書等ダウンロード」>環境保全・廃棄物
 >事業者向けの環境保全・廃棄物に関する申請書・届出書ダウンロード
 >環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）>水質関係からダウンロードできます。

●総量削減計画

水質総量規制の対象水域となる指定水域を有する都府県知事は、総量削減基本方針（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」）に基づき、総量削減計画を策定することとなっています。

愛知県では、第8次水質総量削減計画（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」）を平成29年6月27日に公告し、基本方針の定める削減目標量が達成されるよう、生活系、産業系及びその他系の汚濁負荷の発生源ごとに削減目標量（平成31年度を目標年度とする。）を定めるとともに、これを達成するために次の具体的な施策を定めています。

- ①生活排水処理施設の整備等
- ②事業場への総量規制基準の設定
- ③その他の汚濁発生源に係る対策（生活排水対策、畜産・養魚排水対策等）
- ④環境教育、啓発等
- ⑤その他

表 発生源別削減目標量

（単位:t/日）

項目	COD		窒素含有量		りん含有量	
	平成26年度における量	削減目標量（平成31年度）	平成26年度における量	削減目標量（平成31年度）	平成26年度における量	削減目標量（平成31年度）
生活排水	43	40	27	26	2.1	2.0
産業排水	27	25	13	13	1.2	1.1
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合計	79	74	58	57	4.6	4.4

(2) 総量規制基準の遵守

総量規制基準は、1日あたりに排出される汚濁負荷量の許容限度として指定地域内事業場ごとに定めたもので、次の算式を基本として算出されます。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L : 排出が許容される1日の汚濁負荷量 (kg/日)
C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定のCOD、窒素含有量又はりん含有量の値 (mg/l)
Q : 特定排出水の量 (m³/日)

また、指定地域内事業場が2つ以上の業種に属する場合は、業種ごとに上記の算式等により算定した値を合計したものが、その事業場の総量規制基準となります。

* 「C」の値は業種、特定施設になった日等により定められています。

詳しくは、愛知県のホームページ (URL : <http://www.pref.aichi.jp/0000047072.html>)
又は「水質汚濁関係ハンドブック」を参照されるか、届出をされる各公害対策担当へお問い合わせ下さい。

(例) 総量規制基準の算出方法 (全ての排出水が同じ業種区分による特定排出水である場合のCOD負荷量)

C : 20 (mg/l)

Q : 80 (m³/日)

$L = 20 \times 80 \div 1,000 = 1.6$ (kg/日)

したがって、この場合のCODに係る総量規制基準 (1日当たり排出することが許される汚濁負荷量) は、1.6 (kg/日) となります。

総量規制では、各指定地域内事業場はそれぞれに定められた総量規制基準を遵守する義務があるとされています。(法第12条の2)

⇒ 『特定排出水』とは

指定地域内事業場から排出される排出水のうち、冷却水等の汚濁負荷量が増加しないもの以外の水。

(3) 汚濁負荷量の測定及び記録

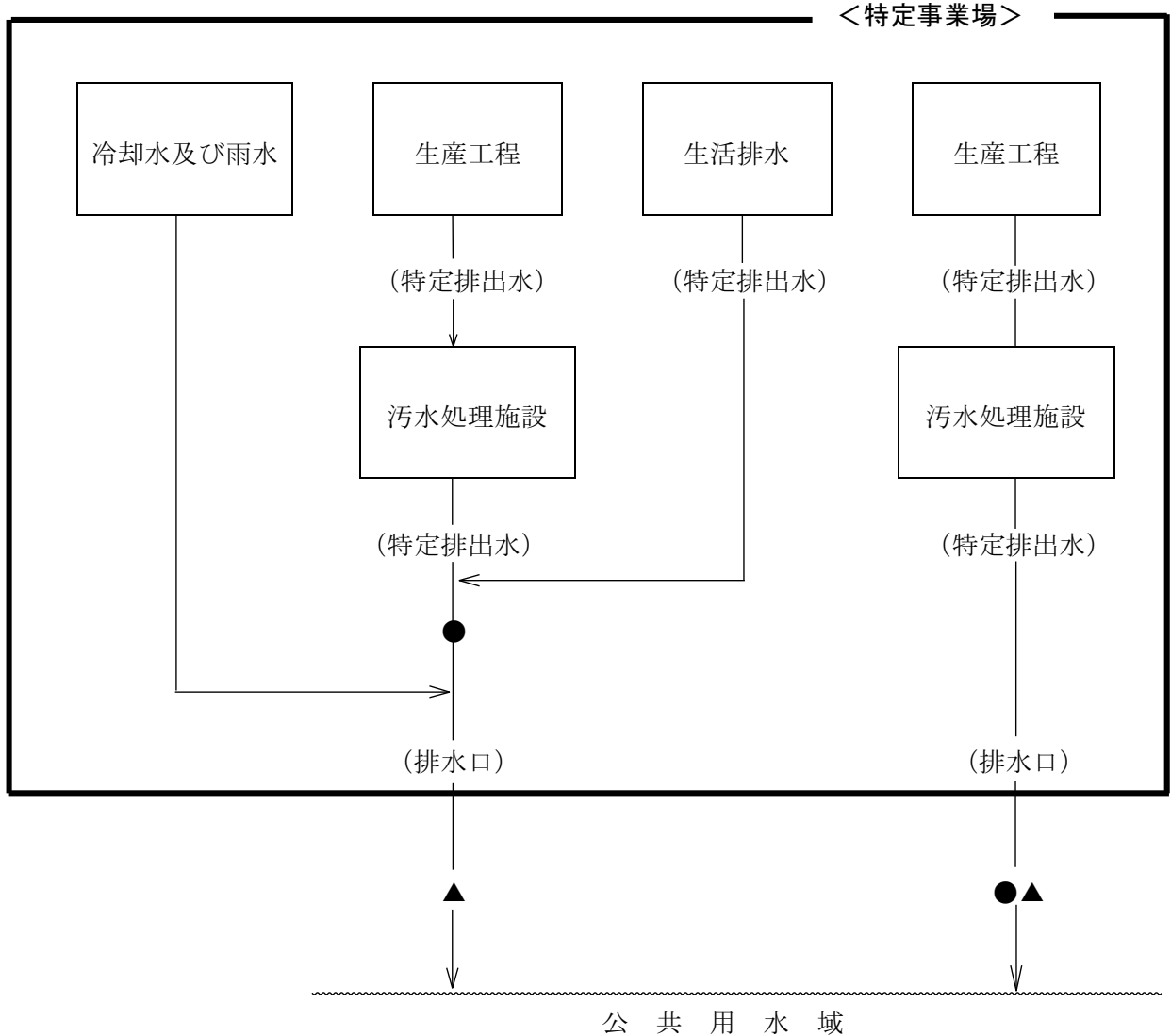
総量規制基準が適用されている指定地域内事業場においては、排出水の1日当たりの汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません(法第14条第2項)。

① 測定場所

総量規制の対象となるのは特定排出水の汚濁負荷量です。したがって、総量規制の対象から除外されている間接冷却水等が混入しない場所で試料を採水し、排出水の量及び水質を計測することが原則とされています。

なお、濃度規制では、公共用水域へ排出される末端の排水口が測定場所となっています。

特定排出水の測定場所（例）



●：特定排出水の量及びCOD、N、Pの濃度の測定場所

（生産工程に係る各排水口（間接冷却水が混入する前の地点）で汚濁負荷量の合計）

▲：濃度規制が適用される特定事業場の各最終排水口（冷却水等が混入した後の地点）

② 汚濁負荷量の測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400 m ³ 以上	排水の期間中、毎日
200 m ³ 以上 400 m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1日以上
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1日以上
50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

〈注〉ただし、事業場の規模等の事情でこれらの測定回数が困難であると認められる場合で、都道府県知事が別に期間を定めているときは、その期間ごとに行う。

(3) 特定排水水のCOD、窒素及びりんに関する汚染状態及び特定排水水の量の計測方法

排水量の区分 (m ³ /日)	水質の計測方法	水量の計測方法	測定頻度
400以上	告示別記1(1) 技術的に適当でない 場合等(2)	告示別記2(1) 技術的に適当でない 場合等(2)	毎日
200以上 400未満	告示別記1 (1)～(4)の いずれかの方法	告示別記2 (1)～(3)の いずれかの方法	1回以上/7日
100以上 200未満			1回以上/14日
50以上 100未満			1回以上/30日

告示別記1(汚染状態の計測方法)

- (1) 自動計測器により計測する方法
- (2) コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法で計測する方法
- (3) 指定計測法により計測する方法((2)の方法を除く。)
- (4) 指定計測法と同程度に汚染状態を計測する方法((1)の方法を除く。)

告示別記2(排水量の計測方法)

- (1) 流量計または流速計により計測する方法
- (2) 積算体積計により計測する方法
- (3) JIS K 0094の8に定める方法

*告示 化学的酸素要求量(COD) 昭和54年5月16日環境庁告示第20号(平成13年6月13日改正)
 窒素含有量(N) 平成13年12月13日環境省告示第77号(平成16年3月18日改正)
 りん含有量(P) 平成13年12月13日環境省告示第77号(平成16年3月18日改正)

指定計測法

COD	窒素含有量(N)	りん含有量(P)
・100℃における過マンガン酸 カリウムによる酸素消費量 (JIS K 0102 17)	・総和法 (JIS K 0102 45.1) ・紫外線吸光光度法 (JIS K 0102 45.2)	・ペルオキシ二硫酸カリウム 分解法 (JIS K 0102 46.3.1) ・硝酸一過塩素酸分解法 (JIS K 0102 46.3.2) ・硝酸・硫酸分解法 (JIS K 0102 46.3.3)

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。

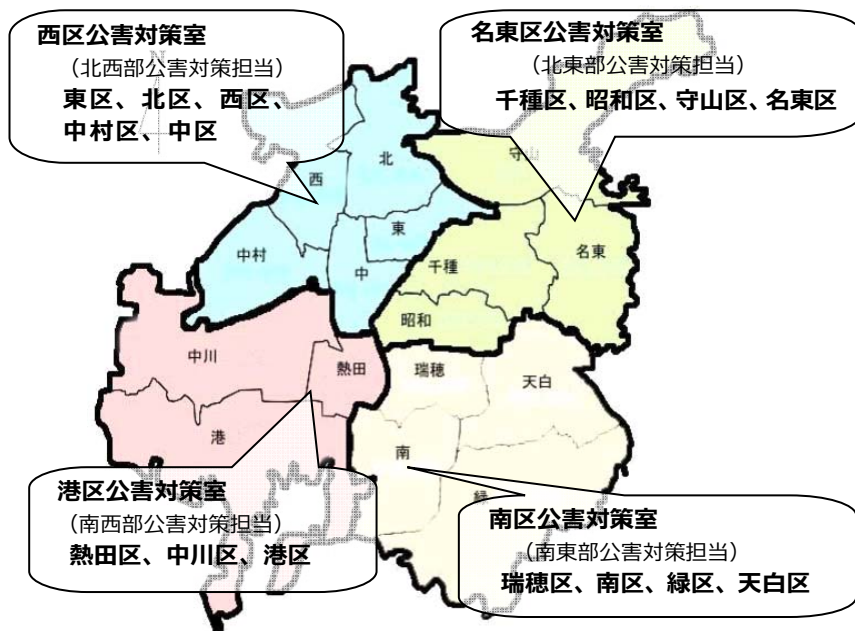
名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp>)

資金融資

サイト内検索

届出・ご相談・お問い合わせ先

○西区公害対策室（北西部公害対策担当） （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目 18-1 （西区役所 5階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3
○港区公害対策室（南西部公害対策担当） （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目 2-1 （港保健センター 3階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3
○南区公害対策室（南東部公害対策室） （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通 3-10 （南区役所 2階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2
○名東区公害対策室（北東部公害対策担当） （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目 50 （名東区役所 1階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8



届出書は名古屋市ホームページからダウンロードできます。

名古屋市公式ウェブサイト

<http://www.city.nagoya.jp/index.html>

↓
電子申請等
「申請書等のダウンロード」
↓
環境保全・廃棄物
「事業者向けの環境保全・廃棄物に関する申請書・届出書ダウンロード」
↓
環境保全に関する法律・条例等の届出書
・申請書（総目次）
↓
「水質関係」

または

環境保全

目次

サイト内検索

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

☎ 052-972-2675（直通）
Fax 052-972-4155

（令和2年4月）